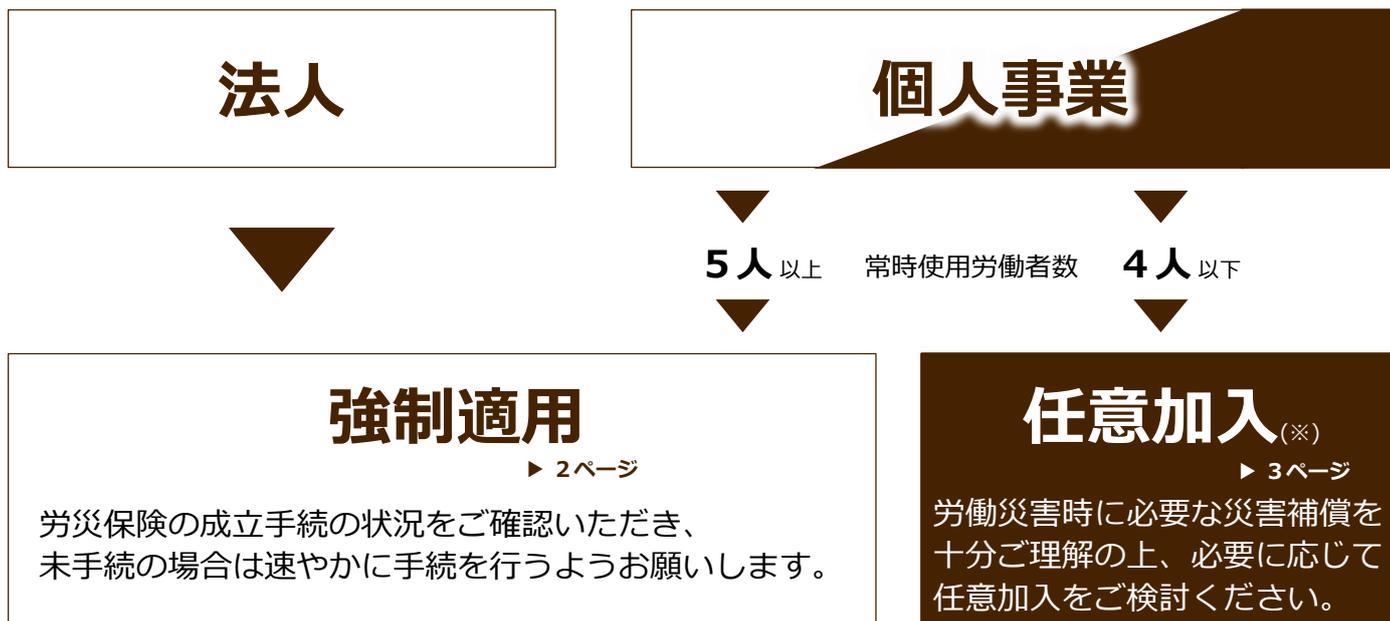


労災保険制度のご案内

労災保険は労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度です。

畜産業では、経営主体や労働者数などによって強制適用と任意加入に分かれます。

畜産業の労災保険制度の概要



療養費、休業補償などの災害補償への備えは万全ですか？

労働基準法に基づく災害補償が必要です！

労災保険に任意加入していない場合、労働者の業務による負傷等には、事業主から労働者に対して療養費、休業補償などの必要な災害補償を行う責任があります。

労働災害が発生した場合に見込まれる災害補償を十分ご理解いただき、必要に応じて労災保険への任意加入をご検討ください。

災害事例

牛舎で牛の移動作業中、開いた扉から逃げようとした牛を止めようとし、扉と牛の間に体を挟んで左前腕を骨折

療養費

約 **210** 万円

休業期間

67 日

〔労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付の給付額
及び休業補償給付の給付期間〕

労働者以外の方であっても、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方々に対して特別に労災加入を認める**特別加入制度** ▶ 4ページ があります。

強制適用

- 強制適用の場合、事業主は労災保険の成立手続きを行い、保険料を納めなければなりません。

STEP 1

- ① 保険関係成立届を労働基準監督署に提出する
- ② ①の手続後、又は同時に概算保険料申告書を提出し、領収済通知書(納付書)の交付を受ける
 - ・ 労働者を雇用した日(※)の翌日から起算して、保険関係成立届は10日以内、概算保険料申告書は50日以内に提出してください。
 - ※ 個人事業は常時5人以上の労働者を雇用した日

STEP 2

▶ 領収済通知書(納付書)を金融機関・郵便局に提出し、保険料を納付する

※一般的な成立手続きをご案内しています。詳細は厚生労働省HPのパンフレットをご確認ください。



- 成立手続きを行わない場合、政府の職権で成立手続及び保険料の認定決定を行うことがあります。この場合、遡って保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。
- また、事業主が故意又は重大な過失によって保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って保険料と追徴金を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

保険料の算定方法、負担割合 (労災保険料率は令和5年度のもので)

- ・ 労災保険の保険料の額は、労働者に支払う賃金の総額に労災保険料率(畜産業は13/1000)を乗じた額です。
賃金総額 (すべての労働者に支払った賃金の総額) × **労災保険料率** (畜産業は13/1000)
- ・ 保険料は全額事業主負担です。

【例】 畜産業を営み、全ての労働者に支払う **1年間の賃金総額が3,000万円(※)**の場合

※ 例えば労働者数10人、1人当たりの年間賃金額300万円(毎月20万円×12か月、賞与30万円×2回)

$$3,000\text{万円 (賃金総額)} \times 13/1000 \text{ (労災保険料率)} = \mathbf{39\text{万円 (保険料の額)}}$$

事務処理の委託・代理の制度

- ・ 労災保険への加入、申告納付に関する事務処理は、労働保険事務組合に委託や社会保険労務士に代理させる制度があります。

北海道労働局
労働保険事務組合一覧



北海道社会保険労務士会
社労士検索



労働保険事務組合への委託のメリット

- ① 保険料の申告納付等が事業主の代わりに処理され、事務が省力化
- ② 保険料の額にかかわらず保険料納付を3回に分割可能 (通常は労災保険の保険料20万円以上)
- ③ 通常では加入できない事業主などが、労災保険に**特別加入 ▶ 4ページ** できる

任意加入

○ 畜産業では、常時5人未満の労働者を使用する個人事業は、労災保険制度への加入は任意です。

- ▶ 常時使用労働者数は、4月から翌年3月までの1日平均使用労働者の見込数で判断します。
- ▶ 具体的には、年間延使用労働者数(臨時、日雇を含む)を年間所定労働日数で除します。

【例】 通年雇用2人(年間所定労働日数240日)、6か月間の季節雇用5人(期間中所定労働日数120日)の場合

通年雇用：240日×2人 + 季節雇用：120日×5人 = 年間延使用労働者数1,080人
1,080人 ÷ 240日 = 4.5人 ▶ 1日平均使用労働者数 4人 (小数点以下は切り捨てて判断します)

常時5人未満でも強制適用の場合あり！

常時5人未満の労働者を使用する畜産業の個人事業でも、次の場合は**強制適用**▶2ページです。

- ① 削蹄業などの畜産サービス業
- ② 事業主が**特別加入**▶4ページしている場合
- ③ 毒劇薬等の毒劇性料品の取扱いなど一定の危険または有害な作業を主として行う場合
(昭和50年4月1日労働省告示第35号参照)

- 任意加入を申請した翌日に労災保険への加入手続きが完了し、加入完了日以降、労働者の業務、通勤による負傷等が保険給付の対象となります。
- 労災保険に任意加入していない場合、労働者の業務による負傷等には、事業主から労働者に対して療養費、休業補償などの必要な災害補償を行う責任があります。
- 労働災害が発生した場合に見込まれる災害補償を十分ご理解いただき(下図参照)、必要に応じて労災保険への任意加入をご検討ください。

労働災害における療養及び休業の状況

(休業4日以上労働災害1件あたりの平均期間)

平均療養期間

約**100**日間

平均休業期間

約**40**日間

帯広労働基準監督署管内で令和3年に発生した畜産業における休業4日以上労働災害について、労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付又は休業補償給付を行った事案の平均期間を計算したものの(令和5年3月1日時点)。

死亡労働災害が発生した場合の労働基準法に基づく災害補償

遺族補償

平均賃金 1000日分

例えば、
平均賃金8000円の場合…

800万円

葬祭料

平均賃金 60日分

例えば、
平均賃金8000円の場合…

48万円

現に死亡災害が発生した場合は、労働基準法に基づき、被災労働者の平均賃金を基礎として遺族補償等を行う必要があります。なお、労災保険制度では、労働者災害補償保険法に基づいて保険給付が行われます。

労働者死傷病報告 – 労災保険への加入有無にかかわらず届出が必要です –

- ・業務中や事業場内で労働者の負傷、疾病による休業や死亡が発生した場合は、労災保険への加入有無にかかわらず、労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。
- ・労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかったり、虚偽の内容で報告した場合(労災かくし)は、罰せられることがあります。

労働者死傷病報告の様式はこちら



特別加入

- 労働者以外の方でも加入条件を満たす場合は、下記のいずれかに特別加入することができます。
- 詳細は厚生労働省HPのパンフレットをご確認ください。



特定農作業従事者

加入条件

自営農業者(※1)で、年間の農業生産物総販売額(※2)が300万円以上、または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次の作業に従事している方。 ※1 兼業農家を含む ※2 畜産に係るものを含む

- ① 牛、馬、豚に接触する作業 ② サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ③ 農薬散布
- ④ トラクター等の農業機械を使用する作業 ⑤ 2メートル以上の高所での作業

補償範囲

作業場で行う上記①～⑤の作業(その作業に直接附帯する行為を含む)

指定農業機械作業従事者

加入条件

自営農業者(※)で、次の機械を使用して農作業を行う方。 ※ 兼業農家を含む

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② トラック、自走式運搬用機械 ③ 無人航空機
- ④ 自走式防除用機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械 ⑥ 動力溝掘機
- ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械 ⑧ 自走式田植機

補償範囲

- ・ 作業場で上記①～⑧の機械を使用して行う作業(その作業に直接附帯する行為を含む)
- ・ 上記①～⑧の機械を作業場と格納場所との間で運転、運搬する作業(その作業に直接附帯する行為を含む)

中小事業主

加入条件

常時300人以下の労働者を使用(※)する事業者本人やその家族従事者で、次のいずれの条件も満たす方。
※ 労働者を通年雇用しない場合でも、1年間に100日以上使用することが見込まれる場合を含む

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

補償範囲

- ・ 申請書の「業務の内容」欄の労働者の所定労働時間内に特別加入した事業のためにする行為(その他作業に直接附帯する行為を含み、事業主の立場で行われる業務を除く)
- ・ 労働者の時間外労働、休日労働に応じて就業する場合 など

(補償範囲の「直接附帯する行為」には、作業場間の移動、機械や家畜等の積卸作業などが該当します)

- 加入申込は、お近くのJAなどの労災保険特別加入団体(特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者)、労働保険事務組合(中小事業主)を通じて行います。

特別加入の保険料

- ・ 保険料は年1回(4月1日～翌年3月31日)の掛け捨て制、年度途中の加入の場合は月割りです。
- ・ 選択した給付基礎日額(3,500円～25,000円)に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。
- ・ 年間保険料は「給付基礎日額×365×保険料率(※)」で計算します。

※ 特定農作業従事者 9/1000、指定農業機械作業従事者 3/1000、中小事業主(畜産業) 13/1000(いずれも令和5年4月1日時点)